

3

すべての人に  
健康と福祉を



4

質の高い教育を  
みんなに



8

働きがいも  
経済成長も



10

人や国の不平等  
をなくそう



16

平和と公正を  
すべての人に



17

パートナーシップで  
目標を達成しよう



資料 2 - 2

# 豊田市の再犯防止に関する取組について

令和4年12月21日

豊田市 福祉部 地域包括ケア企画課

豊田市再犯防止推進計画  
(本編・概要版) 



本市広報紙特集記事   
「立ち直りを支える地域のちから」  
(2022年7月号 特集1)



# 豊田市再犯防止推進計画

## ■ 豊田市再犯防止推進計画の目的等

目的	・ 犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。
位置づけ	・ 再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める計画 ・ 第 2 次地域福祉計画（令和 2 ～ 7 年度）に関連する個別計画
期間	・ 令和 4 年度から 7 年度までの 4 か年 ※ 県再犯防止推進計画、第 2 次豊田市地域福祉計画の終期と合わせる
対象	・ 犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者で福祉的な支援が必要な者（起訴猶予者、執行猶予者、保護観察を終えた者等を含む）

## ■ 計画の基本的な考え方

- ・ **犯罪をした者等のうち、福祉的な支援を必要とするもの、特に、こうした支援へのアクセスが困難であるものに対して適切に支援を行う**とともに、複合的な課題を抱えるものについては適切な行政サービスに繋げ、地域移行を図るなど、国と連携して息の長い支援を実施
- ・ 国・県の計画、市の既存の取組等を踏まえ、統計データ、関係機関へのヒヤリング、アンケート調査等によって明らかになった課題等に対して、不足している項目について検討し、**市の役割として取り組むべき内容を明確（＝支援のコーディネート・提供、支援機関との連携による継続的な見守り）**にし、計画を策定

## 豊田市の現状

### ■ 統計データから

(1) 初犯者・再犯者の内訳



↑ 再犯者が約半数を占める

(2) 刑法犯の罪種内訳（再犯）



↑ 窃盗犯が約半数を占める

(3) 窃盗犯の犯行時の無職者割合



↑ 犯行時の約半数が無職

### ■ アンケート・ヒアリング結果から

- 刑務所等からの出所、執行猶予・起訴猶予により社会復帰するタイミングで、確実に支援機関に繋ぐ必要があるが、現時点では関係する支援機関に確実に繋がっているとは言えない。
- 刑務所や検察等の刑事司法関係機関と、福祉や住居分野の関係機関との繋がりはまだ薄く、お互いの役割等を理解していない。
- 対象者と保護司の関わりが期間限定であり、それを過ぎると関わりが途切れてしまう。
- 保護司の高齢化が進んでおり、担い手不足が課題である。
- 協力雇用主に関しては、登録している企業の業種の約6割が中小の建設業・土木業であり、様々な業種の企業に登録をお願いしていく必要がある。
- 民間協力団体（保護司、更生保護女性会等）の活動が市民に知られていないため、後継者が不足している。



## 再犯防止推進の視点

刑法犯の中で最も件数が多い**窃盗犯に着目**、早い段階から要因として考えられる**生活困窮、社会的孤立等に陥らないような福祉的な支援を行う**ことで、窃盗を始めとした再犯の防止を目指す

### 視点① 関係機関との連携の強化

- ・対象者が社会復帰する際、必要な支援に確実に繋がる体制を構築
- ・地域移行後も継続的・伴走型支援ができる体制の構築

### 視点② 民間協力者への支援

- ・保護司や協力雇用主等が活動しやすい環境整備

### 視点③ 関係機関等へ周知・啓発

- ・対象者を受け入れる福祉事業所、地域、事業者などへの丁寧な周知・啓発活動
- ・刑事司法、福祉、民間協力者等がお互いの役割を理解するとともに、顔の見える関係を構築

### 3 計画の目指す姿・基本目標・重点施策・事業一覧

#### 目指す姿

安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち  
 ～誰一人取り残さない地域共生社会～

#### 基本目標

地域の支え合いの仕組みづくり

#### 重点施策

目指す姿の実現に向けて重点的に取り組む必要のある事業を横断的にまとめ、重点施策として設定

取組の柱	重点取組	具体的な取組（カッコ内は関連事業 ※裏面参照）
1 (対象者を) つなぎ・ 見守る	刑事司法関係機関と連携した円滑な地域移行の推進	①検察庁及び弁護士との連携による入口支援のモデル実施 (VI-1-①②⑤⑥⑦) ②矯正施設、保護観察所等との連携による出口支援のモデル実施 (VI-1-②⑤⑥⑦)
	地域の支援者を巻き込んだ見守り支援体制の構築	①保護観察所等との連携による保護観察期間中等からの支援のモデル実施 (VI-1-②⑤⑥⑦) ②様々な支援者が参加する重層的支援会議の開催 (VI-1-⑦) ③とよた多世代参加支援プロジェクトの活用 (VI-1-⑧)
2 (支援者を) 支える	更生保護活動を行う民間協力者への活動支援	①民間協力者への連携体制の構築 (VI-1-⑤⑥⑦) ②保護司の負担軽減、担い手確保 (V-1-②③④) ③協力雇用主等へのサポート体制の充実 (V-1-⑤)
3 (再犯防止を) 理解する	再犯防止の推進等に関する周知・啓発	①広報とよたを始めとする様々な手段による周知・啓発活動の実施 (V-2-①②③) ②多職種が参加する研修会等の開催 (VI-1-②)

※重点取組事業のほか、「就労・住居」、「保健医療・福祉サービス」、「就学支援」、「民間協力者の活動支援」など分野別に事業を展開

② 矯正施設、保護観察所等との連携による出口支援のモデル実施

支援が必要な対象者が退所する際、市の支援機関に確実に繋がられるよう、出口支援をモデル的に実施

モデル実証のイメージ



福祉的な支援が必要な対象者の情報について、市に情報提供します。  
（包括的相談支援事業）

市は、支援プラン作成に向け、他の支援機関と情報共有します。また、必要に応じて入所中の本人と面談し、更なる情報収集を行います。  
（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

市は、退所後速やかに支援を開始できるよう、本人からの同意を得た後、入所中から重層的支援会議を開催します。  
（多機関協働事業）

# 3 計画の目指す姿・基本目標・重点施策・事業一覧

## 事業一覧

★：計画開始に伴い実施する事業 ◆：重点施策に関連する事業

分野	施策	事業名
I 就労・住居の確保	1 就労の確保	① 生活困窮者自立相談支援事業
		② 就労準備支援事業
		③ 生活保護受給者等就労自立促進事業
		④ 障がい者就労・生活支援センター事業
		⑤ 就労支援室、女性しごとテラス運営事業
	2 住居の確保	① 生活困窮者自立相談支援事業【再掲】
		② 住居確保給付金の支給事業
		③ 一時生活支援事業
		④ 市営住宅入居者募集事業
		⑤ セーフティネット住宅の登録促進事業
		⑥ 住宅確保要配慮者居住支援事業
II 保健医療・福祉サービス利用の促進	1 高齢者・障がい者等への支援	① 生活困窮者自立相談支援事業【再掲】
		② 生活困窮者家計改善支援事業
		③ 被保護者家計改善支援事業
		④ 障がい福祉サービス等の提供
		⑤ 地域包括支援センター事業
		⑥ 福祉医療費助成事業
		⑦ 依存症に関する相談支援事業
		⑧ 依存症関連情報誌を活用した啓発事業
		III 学校等と連携した修学支援の実施
② 生活保護世帯就学支援事業		
③ 青少年の非行・被害防止全国強調月間 ◆		

分野	施策	事業名
IV 特性に応じた効果的な指導の実施	1 特性に応じた効果的な指導の実施	① 女性のための相談事業
		② こども発達センターによる発達支援事業
V 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	1 民間協力者の活動の促進等	③ 若者サポートステーション事業
		① 協力雇用主に対する入札優遇制度
		② 更生保護団体への補助事業
		③ 更生保護団体への支援事業
		④ 更生保護レポートセンターへの支援事業
	2 広報・啓発活動の推進	⑤ 弁護士によるサポート事業 ★ ◆
		① 社会を明るくする運動の推進事業 ◆
		② 更生保護団体の活動周知・啓発 ◆
		③ 青少年の非行・被害防止全国強調月間【再掲】 ◆
		VI 国・民間団体等との連携強化
② 司法と福祉の合同研修会 ★ ◆		
③ 再犯防止推進委員会 ★		
④ 民生委員・児童委員や民生委員児童委員協議会との連携		
⑤ 包括的相談支援事業 ◆ (重層的支援体制推進事業)		
⑥ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ◆ (重層的支援体制推進事業)		
⑦ 多機関協働事業 (重層的支援体制推進事業) ◆		
⑧ 参加支援事業 (重層的支援体制推進事業) ◆		
⑨ 地域づくり事業 (重層的支援体制推進事業) ◆		
⑩ 豊田市地域自立支援協議会		

## 4 計画の進行管理

- 「豊田市再犯防止推進委員会」を新たに設置し、計画全体の評価を行う。

### ■ 成果目標

目標名	現状値	目標値
豊田署・足助署における検挙者のうち再犯者の数 (R2)	247 件	↓
刑事司法関係機関等から情報提供を受け、支援に繋がった人の割合 ※R3.4～12月までの数値	86% (※)	↑

### ■ 評価指標 (現状値は R3)

取組の柱	目標名	現状値	目標値
1 つなぎ・見守る	刑事司法関係機関等から市に入った相談の件数 ※R3.4～12月までの数値	7 件 (※)	↑
2 支える	保護司・協力雇用主から市に入った相談の件数	0 件	↑
3 理解する	再犯防止に関する周知・啓発件数	31 回	↑
	様々な職種が参加する研修等の開催回数	0 回	↑

# 5 計画の策定過程・体制

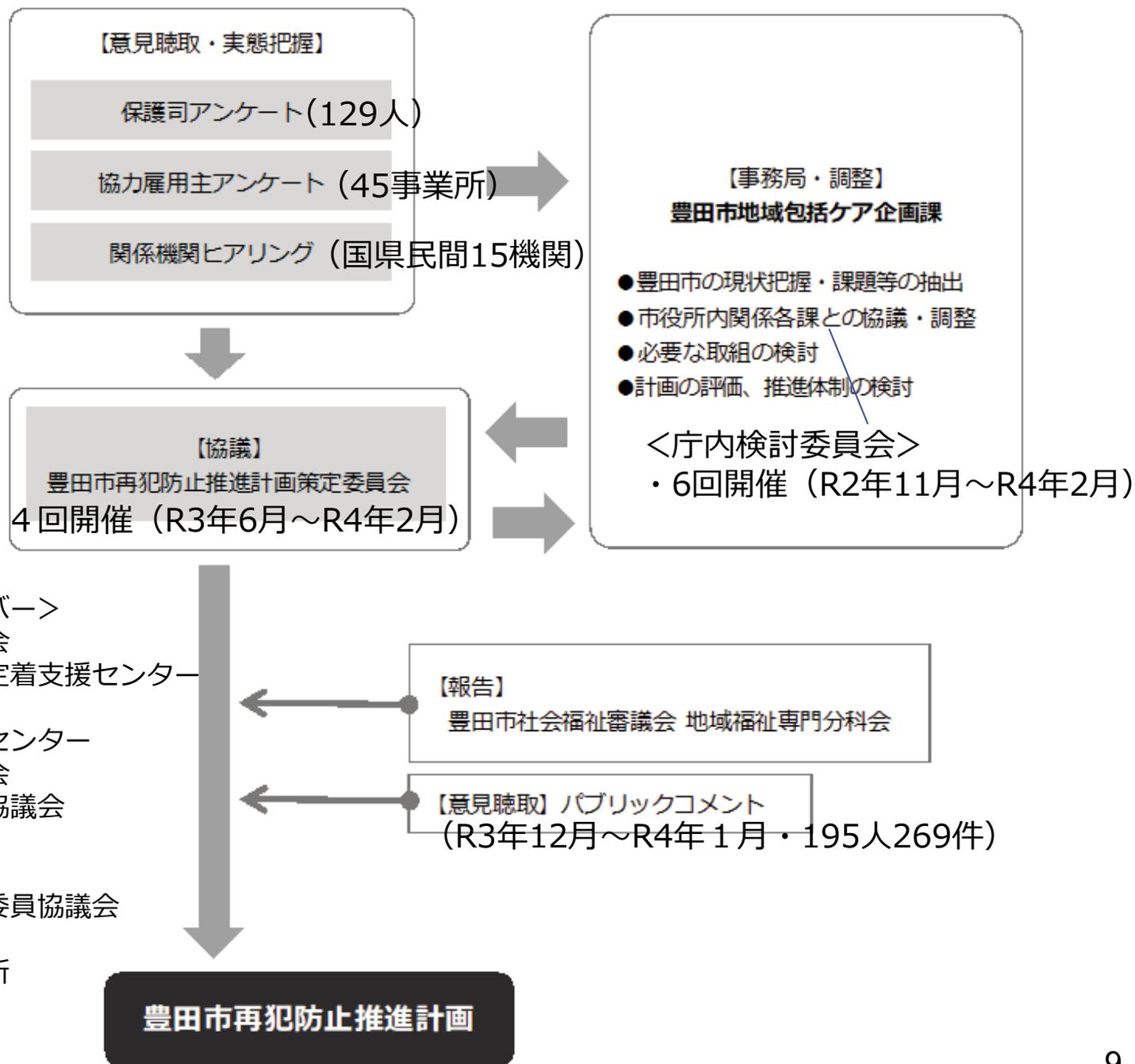
＜計画策定期間＞  
 R2年度～R3年度

＜計画の策定体制＞

○計画策定委員会  
 関係機関より委員選出  
 具体的な施策を検討

○庁内検討会  
 関係各課との協議、調整

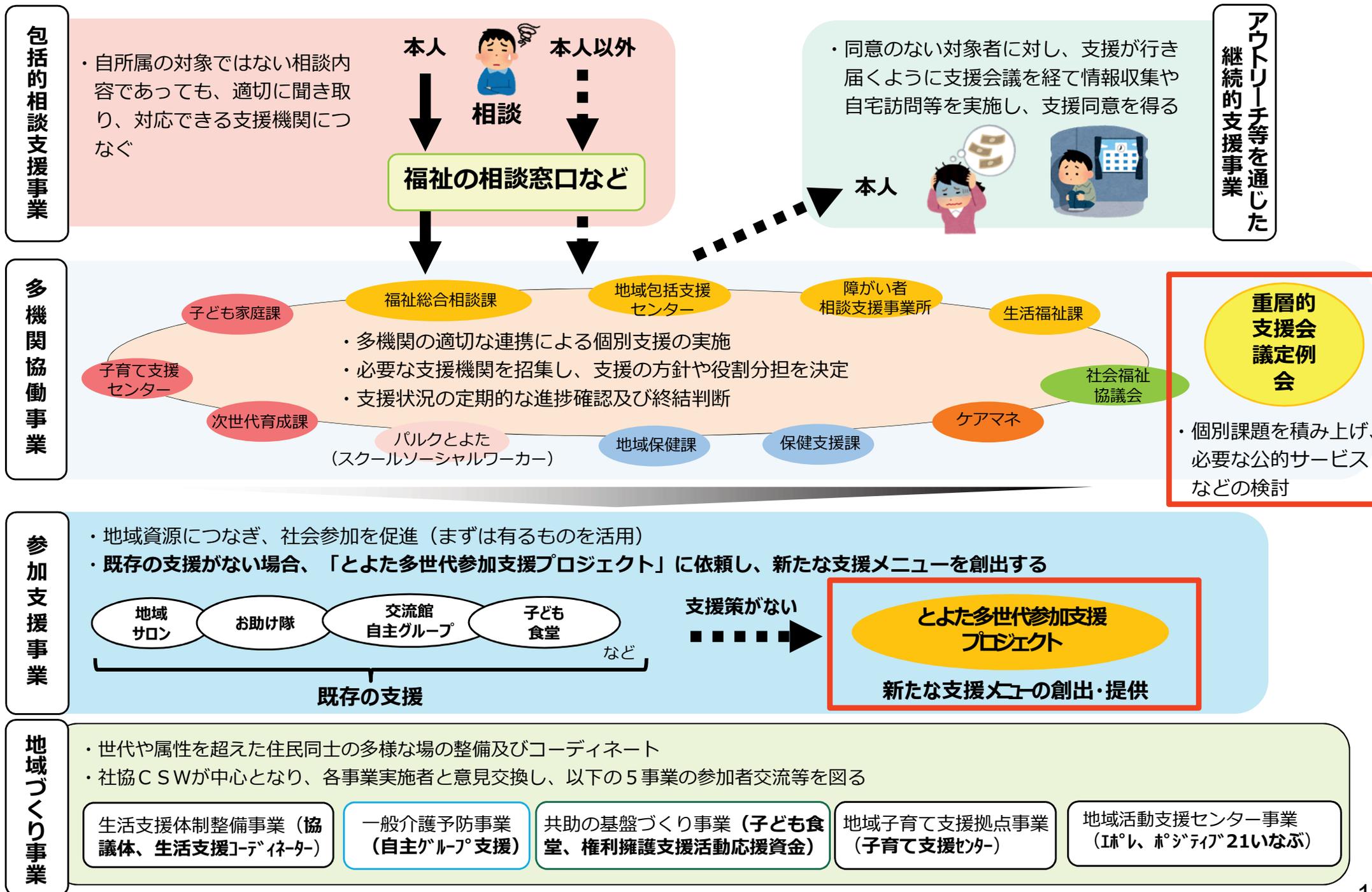
○関係機関、市民  
 アンケート、ヒアリング、  
 パブコメ等で意見徴収・  
 実態把握



- ＜策定委員会メンバー＞
- ・愛知県社会福祉会
  - ・愛知県地域生活定着支援センター
  - ・愛知県弁護士会
  - ・市基幹包括支援センター
  - ・市社会福祉協議会
  - ・市地域自立支援協議会
  - ・市保護司会
  - ・市協力雇用主会
  - ・市民生委員児童委員協議会
  - ・名古屋矯正管区
  - ・名古屋保護観察所
  - ・日本福祉大学

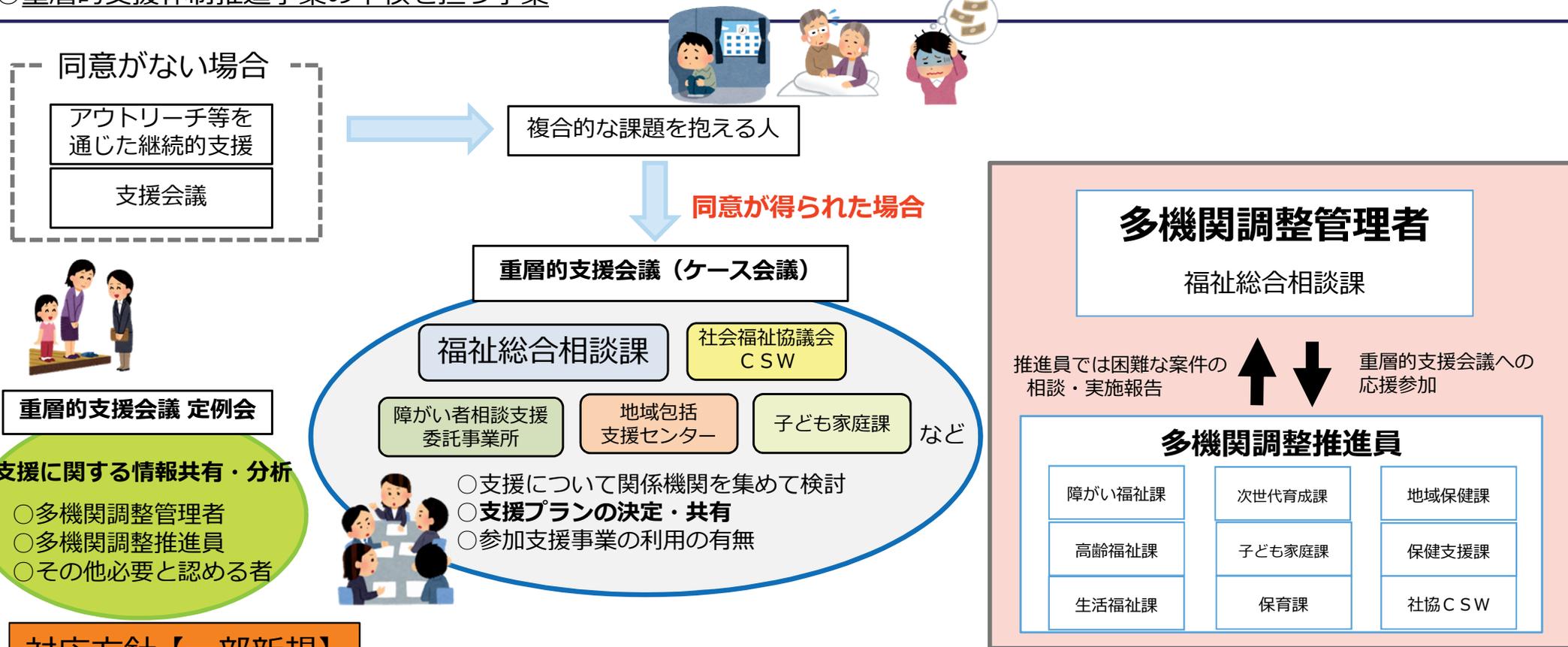
# 豊田市の特徴的な取組

# 1 豊田市の重層的支援体制整備事業の基本的な流れ



## 基本事項

- 対象者の同意が得られている案件について対応する事業
- 複合的な課題を有しており、支援関係機関による役割分担や支援の方向性を整理する役割
- 重層的支援体制推進事業の中核を担う事業



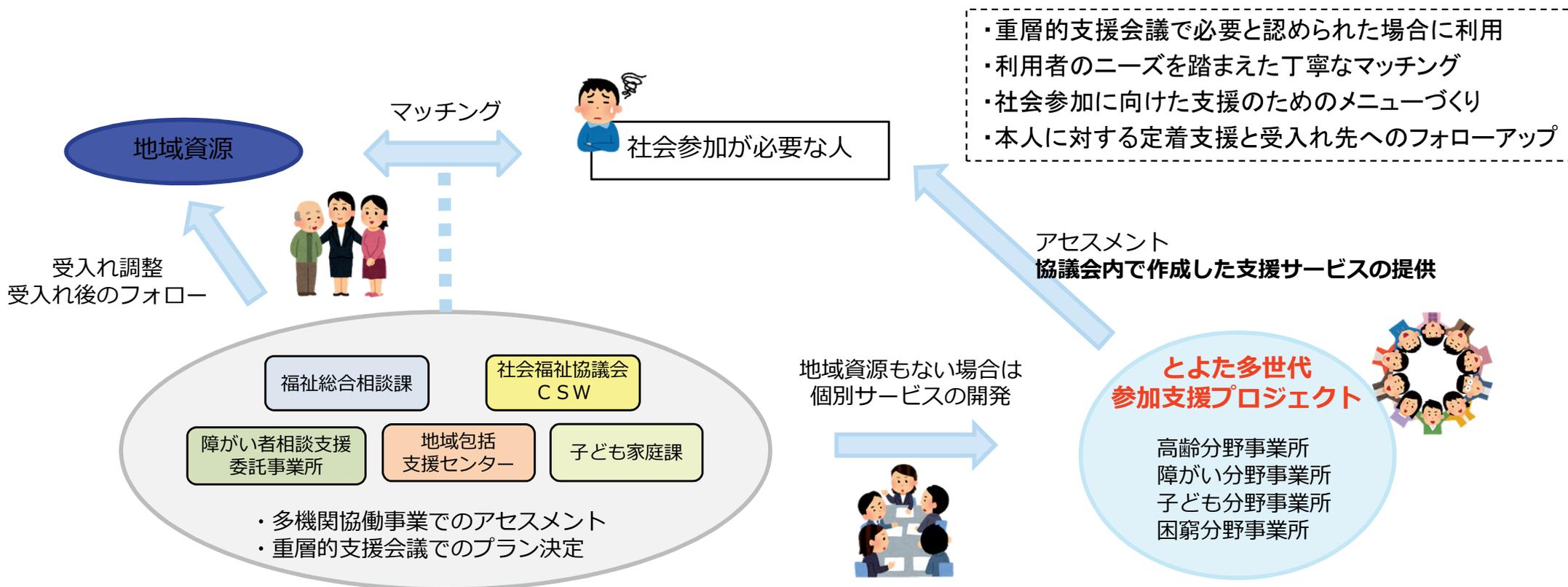
## 対応方針【一部新規】

- 高齢福祉課、障がい福祉課、生活福祉課、次世代育成課、子ども家庭課、保育課、地域保健課、保健支援課の計10者に拡大し、それぞれが支援機関を巻き込んだ支援を実施できるよう進化する。
- 福祉総合相談課を多機関調整管理者とし、その他を多機関調整推進員と位置付け、多機関協働事業者の相談先やとりまとめを福祉総合相談課とする。

これまでの縦割りの支援主体が中心となり、他の機関はフォローする

## 基本事項

- 既存事業では対応できないニーズに対応するため、本人のニーズと地域資源との調整を行い、多様な社会参加を促進
- 本人に対する定着支援と受入れ先への支援（フォローアップ）



## 対応方針【一部新規】

- 社会参加につなげたいが、既存事業では対応できない支援において、本人のニーズと地域資源とのマッチングを図り、参加できる場所を確保するとともに、受け入れ先のフォローアップを実施する。
- 公的サービスやつなげる地域資源がない場合、新たに立ち上がる「とよた多世代参加支援プロジェクト」に支援を依頼し、個々のニーズに対応する支援開発を実施する。【**豊田市の重層的支援体制推進事業の最重要ポイント**】

介護保険や障がい者サービスといった公的サービスだけに頼らない

## 豊田市独自の取組

とよた  
多世代参加支援プロジェクト  
Multi Participation Support

が設立されました！

賛同施設・事業所等を募  
集！

## 組織づくりで、仕組みづくりをスタートさせる

P-BASE

令和3年3月

「とよた多世代参加支援プロジェクト」設立。

P-BASEが発起人となり、地域共生社会の実現にむけて、民間福祉事業所の横連携で「新しい取り組みのカタチ」を生み出すために共感した事業所等による会員組織。



令和3年3月キックオフ会議

公的サービスでは対応しきれないニーズに対応するサービスを創出・提供することで、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の様々な課題を抱える人が安心して暮らすことができる地域共生社会の推進を目的としてスタート。

令和3年5月から



参加支援事業の一部を担うこととなった

## とよた多世代参加支援プロジェクトの「ミッション」



### 令和3年5月 「とよた多世代参加支援プロジェクト」設立総会

P-BASEほか数者が発起人となり、賛同を頂いた市内の福祉事業所等を交えて、主旨の確認、役員紹介などを行い、プロジェクトを始動させた。



令和3年5月 設立総会の様子

#### ミッション1

利用できるサービス等がなく、困難を抱えた住民の個別支援について、豊田市からの支援依頼を受け、居場所や生活改善の場等を創出し、提供する。

#### ミッション2

事業の根幹となる地域共生社会の推進に関する民間事業所への理解促進

# 今年度テーマ「仲間づくり」と「おたがいを知る」



## ① 団体構成 (令和4年7月末時点)

### 市内の法人又は事業所等 **53**

【内訳】 高齢者関係	6 (特養、認知症デイ、リハデイ等)
障がい者関係	15 (生活介護、就労B型、自立生活センター等)
子ども関係	5 (放デイ、通信学校、企業主導型保育園、プレーパーク等)
社協	13 (各支所、出張所)
その他	14 (農業家、生花店、学生団体、フリースペース、便利屋さん等)

## ② ロゴマークの作成とLINE@運用開始

入会、非入会を問わず、LINE@への登録を促し「キモチ」のある方々への情報発信を実施。



## 今年度は、「仲間づくり」と「おたがいを知る」



### ③活動内容

- ・市から依頼を受け、対象者本人の支援の創出及び提供 4件 (R4.1.31現在)
- ・研修会の実施 月1回(オンライン)

6月/生活期のリハビリテーションについて	【参加12名】
7月/むもんの農業と今後の展望	【参加14名】
8月/中山間地の福祉事業所の展開	【参加14名】
9月/心の根っこは遊びで育つ	【参加26名】
10月/通信制高校(ルネサンス)の仕組みと学び	【参加22名】
11月/特養の社会的役割「+α」	【参加22名】
12月/働き方2.0	【参加36名】
1月/みんなでつくるスーブなまち?社会的処方とは	【参加24名】
2月/社協コミュニティソーシャルワーカーの取組み	【2/18予定】
3月/サービス等利用計画における災害時ケアプランについて(仮)	



**参加者同士でお互いの活動を知る。困りごととも共有。新たなつながりもできる。**

- ・役員会の実施 月1回
- ・新たな取り組みの創出に関して、関係者との意見交換など

## 参加支援事業で始まった取り組み



高齢男性のための調理会をきっかけにして、地域の「ハウス」で花苗育成の活動に取り組めるか、現地でお話を聞く。認知症男性と妻 一人暮らし高齢者  
※ハウスはB型事業所と農家が運営している



再犯防止の支援活動として、おにぎりカフェの軒先で木工作業に取り組む一人暮らし高齢者。地域包括と連携し、居場所づくりをすすめる。「まかない付き」

**ご清聴ありがとうございました**